

定款

一般社団法人日本塩協会

一般社団法人日本塩協会定款

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 会員（第 6 条－第 12 条）
- 第 3 章 社員総会（第 13 条－第 22 条）
- 第 4 章 役員（第 23 条－第 29 条）
- 第 5 章 理事会（第 30 条－第 36 条）
- 第 6 章 資産及び会計（第 37 条－第 41 条）
- 第 7 章 定款の変更及び解散（第 42 条－第 44 条）
- 第 8 章 委員会（第 45 条）
- 第 9 章 公告の方法（第 46 条）
- 第 10 章 補則（第 47 条）

一般社団法人日本塩協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本塩協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、良質で安全安心な国産塩の安定供給に努めると共に、塩に関する情報を消費者に正確に伝えながら、製塩技術の進歩に挑戦しつつ、塩の価値の向上を図ることにより、我が国塩産業の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 製塩事業に関する必要な情報の収集・分析・提供
- (2) 塩に関する広報活動
- (3) 業界の向上発展に必要な課題への対応
- (4) 前各号の事業に附帯する事業、その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）における社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した財務大臣の登録を受けた塩製造業者
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同する塩関係業者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(会 費)

第7条 正会員及び特別会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 正会員または特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

- 2 入会の承認は、理事会が行うものとする。

(任意退会)

第9条 正会員または特別会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員に次の各号の行為があるときは、社員総会において、総正会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、社員総会は、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または社員総会の決議に違背する行為のあったとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会に甚大な損害を与える行為のあったとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第12条 退会しまたは除名された会員が既に納入した会費、入会金その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種とする。

(構成)

第14条 社員総会は第6条の正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権 限)

第 15 条 社員総会は、法令またはこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認

(開 催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 5 月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長及び副会長にあったとき。

(招 集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第 21 条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員

(種別及び選任)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 9 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事は、社員総会において、正会員たる法人の役員の中から選任する。
 - 3 監事は、社員総会において、正会員たる法人の役員の中から選任する。
 - 4 会長、副会長及び専務理事各 1 名を、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 5 理事会は、会長、副会長及び前号に定める専務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する理事を選定することができる。
 - 6 前項の会長及び副会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事及びその他の業務執行する理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
 - 7 正会員の法人の役員であって、理事会において、会長若しくは副会長に選定された者が、正会員の役員でなくなった場合には、会長若しくは副会長の職を継続して行うことができる。
 - 8 監事は、理事及び使用人を兼ねることができない。
 - 9 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、正会員以外の者を本会の理事または監事とする必要がある場合には、正会員以外の者を社員総会の決議に

よって選任することができる。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、本会を代表し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の定めるところにより本会の業務を執行するとともに、会長及び副会長に事故あるとき又は共に欠員のときはその業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及びその他の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び当会の使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 26 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし再任は妨げない。

2 監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし再任は妨げない。

3 任期満了前に退任した役員 of 補充又は理事の増員として、選任された役員 of 任期については、前任者または他の在任理事の残存期間と同一とする。

4 理事または監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報 酬)

第 28 条 役員には報酬を支払うことができる。その額については、別に定める役員報酬規程による。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

(顧 問)

第 29 条 本会には、理事会の承認を得て若干名の顧問を、期間を定めて置くことができる。

2 顧問は、本会の運営に関して会長及び副会長の諮問に対して意見を述べ

ることができる。

- 3 顧問には、報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、前項第3号の役職の再任を妨げない。

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

(招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 資産は、理事会の決議に基づいて、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において、承認を得るものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第 43 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 本会が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(剰余金)

第 44 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 45 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会及び専門部会を設置することができる。

2 委員会及び専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、相澤英之、副会長は能間博司とする。
- 4 この定款は、令和3年4月1日より適用する。
- 5 この定款は、令和6年4月1日より適用する。
- 6 この定款は、令和6年7月1日より適用する。